



熊本県公報

第13098号
令和4年(2022年)
1月28日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正…………… (都市計画課) 2
- 熊本県薬局機能情報制度実施要項の一部改正…………… (薬務衛生課) 3
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 10
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 10
- 道路の供用開始…………… (//) 10
- 道路の区域変更…………… (//) 11
- 道路の区域変更…………… (//) 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 11

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 11
- 令和3年度行政書士試験合格者の決定…………… (市町村課) 12
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 12
- 本渡都市計画用途地域の變更(天草市決定)…………… (都市計画課) 12
- 宇城都市計画下水道の變更(宇城市決定)…………… (//) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 14
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 14
- 道路の位置の指定…………… (//) 14

登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等の告示の廃止…………… (学校人事課) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の中止…………… (//) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等の告示の廃止…………… (//) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の中止…………… (//) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等の告示の廃止…………… (//) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札の中止…………… (//) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等の告示の廃止…………… (//) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調達に係る一般競争入札の中止…………… (//) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (//) 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の実施…………… (//) 16
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (//) 20
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の実施…………… (//) 20
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (//) 24
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調

- 達に係る一般競争入札の実施…………… (") 25
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調
達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (") 28
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調
達に係る一般競争入札の実施…………… (") 29

告 示

熊本県告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ヘルパーステーション 菊英 菊池市旭志弁利82番地1	株式会社菊英 菊池市大琳寺282番地7 井上 隆	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	平成31年 (2019年)1月31日

熊本県告示第67号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改正し、令和4年（2022年）1月28日から施行する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

4項の表の2の7の項を次のように改める。

2の7	国道57号	第三種許可地域	大津町町民総合センター前（大津町引水地内）	町道あけぼの団地57号線との交点（大津町室地内）	路端から100メートル以内	大津町
-----	-------	---------	-----------------------	--------------------------	---------------	-----

4項の表の3の4の項及び3の5の項を次のように改める。

3の4	国道208号	第三種禁止地域	県道稲佐津留玉名線との交点（玉東町稲佐地内）	県道寺田岱明線との交点（玉名市寺田地内）	路端から100メートル以内	玉東町 玉名市
3の5	国道208号	第三種禁止地域	市道吉丸榎原線との交点（玉名市寺田地内）	市道本谷野原線との交点（荒尾市野原地内）	路端から100メートル以内	玉名市 荒尾市

4項の表の21の1の項を次のように改める。

21の4	県道熊本玉名線	第三種禁止地域	国道501号との交点（玉名市天水町部田見地内）	県道寺田岱明線との交点（玉名市大倉地内）	路端から100メートル以内	玉名市
------	---------	---------	-------------------------	----------------------	---------------	-----

4項の表の21の4の項を次のように改める。

21の4	県道玉名八女線	第三種禁止地域	市道繁根木玉名線との交点（玉名市玉名地内）	国道443号との交点（南関町小原地内）	路端から100メートル以内	玉名市 南関町
------	---------	---------	-----------------------	---------------------	---------------	------------

4項の表の21の4の項の次に次のように加える。

21の4の2	市道繁根木玉名線	第三種禁止地域	県道寺田岱明線との交点（玉名市繁根木地内）	県道玉名八女線との交点（玉名市玉名地内）	路端から100メートル以内	玉名市
--------	----------	---------	-----------------------	----------------------	---------------	-----

4項の表の21の11及び21の12の項を次のように改める。

21の11	県道稲佐津留玉名線	第一種許可地域	国道208号との交点（玉名市高瀬地内）	玉名橋（玉名市両迫間地内）	路端から100メートル以内	玉名市
-------	-----------	---------	---------------------	---------------	---------------	-----

21の1 2	県道玉名山 鹿線	第三種禁止 地域	玉杵名大橋 (玉名市上小田 地内)	馬場橋 (和水町江田地 内)	路端から100 メートル以内	玉名市 和水町
4項の表の21の12の項の次に次のように加える。						
21の1 2の2	市道向迫間 玉杵名線	第三種禁止 地域	玉名橋 (玉名市両迫地 内)	玉杵名大橋 (玉名市上小田 地内)	路端から100 メートル以内	玉名市

熊本県告示第68号

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項
熊本県薬局機能情報提供制度実施要項(平成20年熊本県告示第26号)の一部を次の
ように改正する。
別記様式1を次のように改める。

別記様式1

薬局機能情報報告書

年 月 日

熊本県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〒 - TEL

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2第1項の規定により、下記のとおり薬局機能情報について報告します。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の規定により、下記のとおり取扱処方箋数の届出をします。

記

第1 管理、運営、サービス等に関する事項

1 基本情報

報告区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 定期報告（年1回）
許可番号及び年月日	第 号	年 月 日
薬局の名称		
ふりがな		
ローマ字表記		
薬局開設者		
ふりがな		
薬局の管理者		
ふりがな		
薬局の所在地	〒 -	
ふりがな		
英語表記		

電話番号	— —	
ファクシミリ番号	— —	
電話対応できない時間帯		
営業日・開店時間 (営業日に√を付ける。)	営業日	開 店 時 間
	<input type="checkbox"/> 月曜日	
	<input type="checkbox"/> 火曜日	
	<input type="checkbox"/> 水曜日	
	<input type="checkbox"/> 木曜日	
	<input type="checkbox"/> 金曜日	
	<input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 日曜日	
祝祭日の営業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
盆休みの営業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
年末年始の営業の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
その他特別な休業日		
開店時間外の対応 (夜間・休日等)		
開店時間外で 相談できる時間		
地域連携薬局の認定の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
専門医療機関連携薬局の 認定の有無 (有の場合は 傷病の区分)	<input type="checkbox"/> 有 (傷病の区分: <input type="checkbox"/> がん)	<input type="checkbox"/> 無

2 薬局へのアクセス

薬局までの主な 利用交通手段		
薬局の駐車場	有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	台数	台
	有料・無料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料
	その他	
ホームページ	有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	有料・無料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料
	アドレス(URL)	
電子メール	有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	アドレス	

3 薬局サービス等

健康サポート薬局である旨の表示	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
相談に対する対応の可否		
健康相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
禁煙相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
誤飲・誤食による中毒相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
その他の相談	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	(内容)	
薬剤師不在時間の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
対応することができる外国語の種類		
英語 (対応可能レベル)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語
中国語 (対応可能レベル)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語
韓国語 (対応可能レベル)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 日常会話	<input type="checkbox"/> 母国語
その他対応可能な外国語		
外国語に対応できない曜日と時間		
外国語対応の事前連絡	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
障害者に対する配慮		
聴覚障害者への対応 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 図面表示での服薬指導	
	<input type="checkbox"/> 文書又は筆談での服薬指導	
	<input type="checkbox"/> 手話通訳での服薬指導	
	<input type="checkbox"/> 相談に応じて対応	
視覚障害者への対応 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 薬袋・薬剤への点字表示(シール等)	
	<input type="checkbox"/> 服薬指導に用いる文書の点字による作成	
	<input type="checkbox"/> 音声案内	
	<input type="checkbox"/> 相談に応じて対応	
障害者に対応できない曜日と時間		
障害者対応の事前連絡	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
車椅子の利用者に対する配慮 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> スロープ	<input type="checkbox"/> 手すり
	<input type="checkbox"/> 身体障害者用トイレ	
	<input type="checkbox"/> 車椅子利用者駐車場	
	<input type="checkbox"/> 点状ブロック	<input type="checkbox"/> 昇降機
	<input type="checkbox"/> 建築物移動等円滑化基準への適合 <small>(バリアフリー対応)</small>	

4 費用負担

医療保険及び 公費負担等の取扱い (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
	<input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく指定
	<input type="checkbox"/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
	<input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定(更生医療・育成医療)
	<input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定(精神通院医療)
	<input type="checkbox"/> 母子保健法に基づく指定
	<input type="checkbox"/> 児童福祉法に基づく指定
	<input type="checkbox"/> 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
	<input type="checkbox"/> 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
	<input type="checkbox"/> 戦傷病者特別援護法に基づく指定
<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定	
<input type="checkbox"/> 労働者災害補償保険法に基づく指定(労災医療)	
クレジットカードによる料金の支払	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
取扱いカードの種類	

第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1 業務内容、提供サービス

認定薬剤師の種類及び人数	
研修認定薬剤師(公益財団法人日本薬剤師研修センター(CPC認証))	人
認定実務実習指導薬剤師(公益財団法人日本薬剤師研修センター)	人
漢方薬・生薬認定薬剤師(公益財団法人日本薬剤師研修センター)	人
禁煙指導薬剤師(公益社団法人熊本県薬剤師会)	人
上記以外の種類及び人数	人
健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数	人
薬局の業務内容	
無菌製剤処理に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
他の薬局の無菌調剤室を利用している場合は、その薬局の名称及び所在地	(名称) (所在地)
一包化薬に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
麻薬に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
薬局製剤の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
オンライン服薬指導の実施	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否

電磁的記録をもって作成された処方箋の受付		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
薬剤服用歴管理の実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
薬剤情報を記載するための手帳（お薬手帳）の交付		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者への対応（電子版お薬手帳の提供）		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
地域医療連携体制		
医療連携 の有無	ブレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
入院時の情報を共有する体制の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
退院時の情報を共有する体制の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
地域住民への啓発活動への参加の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

2 実績、結果等に関する事項

薬局の薬剤師数		人
医療安全対 策の実施	副作用等に係る報告の実施件数	件
	医療安全対策に係る事業への参加の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
感染防止対策の実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
情報開示の体制		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
症例を検討するための会議等の開催		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
処方箋を応需した者の数（患者数）		人
医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数		件
健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議 その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数		回
患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数		回
患者満足 度の調査	過去1年以内におけるアンケート調査の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	アンケート調査結果の提供	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

3 地域連携薬局等に関する事項（地域連携薬局等の認定を受けた薬局のみ）

(1) 地域連携薬局

地域包括ケアシステムに関する研修を終了した薬剤師の人数		人
医療機関へ の情報共有	①利用者が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数	回
	②利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数	回
	①及び②以外で医療機関に情報を共有した回数	回

休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	回	
在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数	回	
麻薬に係る調剤を行った回数	回	
無菌製剤処 理に係る 調剤	薬局において実施した回数	回
	他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数	回
	他の薬局を紹介すること等により実施した回数	回
地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数	回	
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数	回	

(2) 専門医療機関連携薬局

がんの専門性の認定を受けた薬剤師の人数	人
がんに係る専門的な医療の提供等を行う医療機関に情報を共有した回数	回
休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数	回
在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数	回
麻薬に係る調剤を行った回数	回
地域における他の薬局開設者に対してがんの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数	回
地域における他の医療提供施設に対してがんの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数	回

第3 取扱処方箋数（非公表）

前年における総取扱処方箋数	枚	
前年において業務を行った 期間（対象期間）及び日数	年 月 日～	年 月 日
	日	
対象期間の一日平均取扱処方箋数	枚/日	
薬局の薬剤師数	常勤	人
	非常勤	人

附 則
この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第69号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査の対象家畜
肉用牛 1頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
令和4年（2022年） 2月17日（木）	株式会社ストームファームコーポレーション 菊池郡大津町杉水2068-4

熊本県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年（2022年）1月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木 95番1地先	34.7	活力創出 基盤交付 金
		同所 95番1地先		
		八代市泉町葉木 95番1地先	30.0	
		同所 94番1地先		
		八代市泉町葉木 94番1地先	31.0	
		同所 94番1地先		

- 2 供用を開始する期日 令和4年（2022年）1月28日

熊本県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年（2022年）1月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市龍ヶ岳町大道字瀬子浦 7804番3地先から 同所 142番2地先まで	216.0	活力創出 基盤交付 金

- 2 供用を開始する期日 令和4年（2022年）1月28日

熊本県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）1月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	上益城郡益城町大字木山字居屋敷 354番1地先から 上益城郡益城町大字宮園字二ノ迫 796番1地先まで	前	7.7 ～ 36.0	1,206.0 0.0	旧道移管
			後	0.0 ～ 0.0		

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）1月28日

熊本県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）1月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田竜田線	菊池郡大津町大字大林字壹町田 226番3地先から 同所 286番2地先まで	前	15.1 ～ 17.3	39.0 39.0	道路敷 払下げ
			後	13.9 ～ 14.2		

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）1月28日

熊本県告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ささえあいの御船 上益城郡御船町大字豊秋 2021番	一般社団法人偕倅社 上益城郡御船町大字豊秋 2021番 尾場瀬 輝雄	就労継続支援A型	令和3年（2021年）1 2月1日

公 告

熊本県公告第63号

菊池市に事務所を置く菊池台地用水土地改良区理事長江頭実から令和3年（2021

年) 11月25日付けで申請のあった定款の変更については、令和4年(2022年)1月18日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第64号

令和3年(2021年)11月14日に実施した令和3年度(2021年度)行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
8510003	8510079	8510208	8510362
8510006	8510116	8510212	8510386
8510015	8510126	8510230	8510405
8510017	8510137	8510253	8510410
8510027	8510149	8510261	8510436
8510032	8510154	8510262	8510479
8510047	8510160	8510281	8510619
8510054	8510177	8510282	
8510055	8510194	8510321	

熊本県公告第65号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川下流土地改良区連合の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	鍛先 健二郎	八代市鏡町下有佐864番地

熊本県公告第66号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により天草市から本渡都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第67号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇城市から宇城都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第68号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

阿部 清太	八代市平山新町	八代市大福寺町字南高田沖1792番2ほか15筆
鶴池 正剛	八代市上片町	八代市東片町字鯉ノ須749番
吉川 侃宏	八代市竹原町	八代市竹原町字土器1539番1ほか5筆
淵上 信一	八代市千丁町古閑出	八代市海士江町字井樋口2369番
上野 芳明	八代市古閑中町	八代市郡築二番町68番1
農事組合法人西下アルファーム	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字東浜56番1ほか1筆
岩井 静雄	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字東浜56番1ほか1筆
園田 康弘	天草市北原町	天草市本渡町本渡字堂面原3352番1
農事組合法人本渡山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字子種水4453番5ほか1筆
山下 久直	天草市楠浦町	天草市亀場町食場字大丸174番
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4644番ほか1筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4628番
株式会社愛らん農園	天草市河浦町今富	天草市河浦町路木字下浜田3060番33ほか3筆
株式会社天草よかもん	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字鳥ノ路4503番1ほか1筆
浦田 俊宣	天草市有明町楠甫	天草市有明町楠甫字横浜698番33
福永 義治	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字這松1293番
園田 康弘	天草市北原町	天草市本渡町本渡字山ノ口1632番
園田 康弘	天草市北原町	天草市本渡町本渡字山ノ口1698番
園田 康弘	天草市北原町	天草市本渡町本渡字下山口1060番3ほか1筆
園田 康弘	天草市北原町	天草市本渡町本渡字井手4311番1
園田 康弘	天草市北原町	天草市本渡町本渡字中原1466番3ほか18筆
山下 伸幸	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下仁田3838番ほか3筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字矢英7069番3
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字中鶴7393番2
森田 正幹	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町富岡字轟弐番割3370番2

2 認可年月日
令和4年(2022年)1月20日

熊本県公告第69号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社team SAKAI	玉名市横島町共栄	玉名市大浜町字大栄5368番2
株式会社team	玉名市横島町共栄	玉名市大浜町字大栄5368番1

m SAKAI		
株式会社team SAKAI	玉名市横島町共栄	玉名市大浜町字大栄5367番1ほか1筆
株式会社鷹本農産	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下666番2
株式会社鷹本農産	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下663番
株式会社鷹本農産	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下631番
株式会社鷹本農産	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下634番2ほか2筆
株式会社鷹本農産	玉名市岱明町高道	玉名市天水町小天字四ノ切7665番1ほか2筆
林田 政継	玉名市天水町立花	玉名市天水町部田見字栢方1751番1ほか1筆
中山 義智	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田59番ほか1筆
清田 信勝	玉名郡玉東町原倉	玉名市天水町小天字東大刈6409番31

2 認可年月日
令和4年(2022年)1月20日

熊本県公告第70号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
竹島 直人	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字豊永字日懸561番4ほか3筆

2 認可年月日
令和4年(2022年)1月20日

熊本県公告第71号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区水前寺六丁目50番20号
- 2 築造者の氏名 ファミリーステージ株式会社
- 3 道路の位置 宇土市北段原町字島ノ内135番12、同135番35及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.02メートルから6.03メートルまで
- 5 道路の延長 97.36メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)1月18日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第118号

熊本県公告第72号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 葦北郡芦北町大字湯浦112番地16
- 2 築造者の氏名 株式会社佐藤産業
- 3 道路の位置 葦北郡芦北町大字道川内字塘田6番75
- 4 道路の幅員 5.05メートルから5.10メートルまで
- 5 道路の延長 28.53メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)1月17日

7 指定番号 熊本県指令南景建第47号

登載依頼

熊本県教育委員会告示第6号

令和4年(2022年)1月18日熊本県教育委員会告示第2号で告示した熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等については、廃止する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会公告第9号

令和4年(2022年)1月18日熊本県教育委員会公告第5号で公告した熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1の一般競争入札については、中止する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会告示第7号

令和4年(2022年)1月18日熊本県教育委員会告示第3号で告示した熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等については、廃止する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会公告第10号

令和4年(2022年)1月18日熊本県教育委員会公告第6号で公告した熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2の一般競争入札については、中止する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会告示第8号

令和4年(2022年)1月18日熊本県教育委員会告示第4号で告示した熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等については、廃止する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会公告第11号

令和4年(2022年)1月18日熊本県教育委員会公告第7号で公告した熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3の一般競争入札については、中止する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会告示第9号

令和4年(2022年)1月18日熊本県教育委員会告示第5号で告示した熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等については、廃止する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会公告第12号

令和4年(2022年)1月18日熊本県教育委員会公告第8号で公告した熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4の一般競争入札については、中止する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会告示第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
- 2 入札参加資格
 - 1 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成28年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有する者と決定された者うち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8581 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和4年（2022年）2月4日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年（2024年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年（2023年）10月1日から令和5年（2023年）11月30日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第13号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
 - (2) 予定数量

5, 616, 277キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 調達期間（供給期間）

令和4年（2022年）4月1日（金）から令和5年（2023年）3月31日（金）まで
 - (7) 供給場所

入札説明書による。（13施設）
 - (8) 契約の種類

13施設毎の各単価による単価契約
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に

- (1) アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和4年(2022年)2月22日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)2月22日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)3月10日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年(2022年)3月9日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和4年(2022年)3月10日(木)午前10時
 (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年(2022年)3月9日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「観展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合は、等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれ

かに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,616,277 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date: March 10, 2022, 10:00a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building
 2F)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 School Personnel Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2692
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第11号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
 令和4年（2022年）1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8581 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和4年（2022年）2月4日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年（2024年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年（2023年）10月1日から令和5年（2023年）11月30日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第14号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
 令和4年（2022年）1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
 - (2) 予定数量
 5, 191, 068キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
 熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）

- 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班 (熊本県庁行政棟本館2階)
- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
令和4年(2022年)4月1日(金)から令和5年(2023年)3月31日(金)まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。(16施設)
- (8) 契約の種類
16施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公後、次のアからウまでのいずれか該当し、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当該金額は、入札金額に当該金額の100分の10を相対する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和4年(2022年)2月4日(金)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
- ウ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業者法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 令和2年(2020年)4月1日からの令和3年(2021年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.479キロワット時当たり以下であること。
なお、令和3年(2021年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者には、又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者には、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.479キロワット時当たり以下であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の

- 申立てを行なった者又は申立てをなされたと者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされたと者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることを確認する者であるため、次に掲げる書類を提出すること。

 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
 - ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間

公告の日から令和4年（2022年）2月22日（火）午後5時まで

- (4) 提出先

1(4)の入札担当部局

- (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）2月22日（火）午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）3月10日（木）まで行う。

- (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年（2022年）3月9日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

- イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 令和4年（2022年）3月10日（木）午前10時
 - (イ) 場所 1(4)の入札担当部局

- ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年（2022年）3月9日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合は、これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るるとともに入札金額錯誤届を提出する。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとに定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとに定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

- ウ ファックス番号 096-381-9010
入札手続(紙入札移行承認等)に関する事
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
- エ ファックス番号 096-381-9010
電子入札システムの操作方法に関する事
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,191,068 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date: March 10, 2022, 10:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2692

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第12号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

1 競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8581 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和4年(2022年)2月4日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11

月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第15号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- (2) 予定数量
5, 357, 596キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
令和4年(2022年)4月1日(金)から令和5年(2023年)3月31日(金)まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。(21施設)
- (8) 契約の種類
21施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県側の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを確認する必要があることを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和4年(2022年)2月4日(金)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業者として登録されている者であること。
(3) 令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.479キロワット時当たり以下であること。

なお、令和3年(2021年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあつては、二酸化炭素に係る排出係数の算定方法に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.479キロワット時当たり以下であること。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることを確認するため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)
ウ 「二酸化炭素に係る排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から令和4年(2022年)2月22日(火)午後5時まで

(4) 提出先
1 (4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等
(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)2月22日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)3月10日(木)まで行う。

(3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年(2022年)3月9日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和4年(2022年)3月10日(木)午前10時
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年(2022年)3月9日(水)(

必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付
 においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在申」及び「親展」と朱書す
 ることと、中封筒の裏に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中
 に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の中
 表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中
 に入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による
 入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送)
 より入札書を提出した場合等にこれらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務
 に関係のない熊本県の職員の下に(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入
 札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電
 子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け
 たときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書
 を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
 え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったこと
 が判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入
 札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない
 入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない
 者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれ
 かに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部
 局に申し出ることは入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金
 額錯誤届の提出とは4(3)アの電子入札システムによる入札期間とする。
 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容につ
 いて事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該
 入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に
 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、
 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により
 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす
 る。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、
 電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
 要

(2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本
 県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した
 日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号
 に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項
 の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得
 た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保
 証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同
 規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3) の申出期限
 イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局
 6 その他
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること
 熊本県教育庁教育総務局学校人事課
 電話番号 096-333-2692
 ファックス番号 096-383-3915
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 入札手続 (紙入札移行承認等) に関すること
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 エ 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
 (1) Name and Content of Purchasing
 Electricity about 5,357,596 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
 (2) Date and Place for tender:
 Date: March 10, 2022, 10:00a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 School Personnel Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2692
 (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第13号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年 (2022年) 1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。) による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査 (以下「資格審査」という。) を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書 (本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。) に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8581 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和4年(2022年)2月4日(金)午後5時までとする。ただし、
受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に
間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年(2024
年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審
査申請の受付を令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11
月30日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項
各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第16号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
る政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和4年(2022年)1月28日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4
- (2) 予定数量
5,389,270キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4仕様書(以下「仕様書」と
いう。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
令和4年(2022年)4月1日(金)から令和5年(2023年)3月31日(金)
まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。(25施設)
- (8) 契約の種類
25施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札
による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に
ついては、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入
札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を
提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉
塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決
定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額
(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落
札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金
額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39
年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務
委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)3月10日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年(2022年)3月9日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和4年(2022年)3月10日(木)午前10時
 (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年(2022年)3月9日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付するときは、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、「親展」と朱書すること。中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,389,270 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date: March 10, 2022, 10:00a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building
2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2692

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen